

【対面講習規制】

○対面講習規制とは、国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等により、対面による「講習」が義務付けられているもの、又は法令等では対面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が許容されていないもの

phase 2：少なくとも一部のプロセス（講習にかかる一連の手続の一部分をいう）について、法令等でデジタルによることを許容しているもの

phase 3：全てのプロセスについて、デジタル原則に適合する手段を基本としているもの

No	対象法令、告示、通達等	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	救急救命士法第34条第1項第4号	救急救命士の受験資格に係る講習	3	デジタル化が可能である講習について、デジタル化を妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
2	理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について（医政医発0325第6号令和3年3月25日付）	理学療法士作業療法士学校養成所規則の教員	2	講習会開催にあたる一部の工程（修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き）について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年4月20日
3	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会	理学療法士専任教員講習	2	講習会開催にあたる一部の工程（修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き）について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年12月28日
4	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて8（1）	理学療法士作業療法士実習指導者講習	2	講習会開催にあたる一部の工程（修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き）について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年12月28日
5	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて8（4）キ	理学療法士作業療法士専任教員養成講習	2	講習会開催にあたる一部の工程（修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き）について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年12月28日

6	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて9(4)ウ	臨床実習指導者講習	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年12月28日
7	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について9(4)ウ	あはき師臨床実習指導者講習	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和5年12月28日
8	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について第27(3)ア(ウ)	臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習(プログラム責任者)	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和6年2月27日
9	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について第27(3)ア(エ)	研修プログラム責任者講習	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和6年2月27日
10	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について第27(4)ア(イ)	臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習(指導医)	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	医事課	令和6年2月27日
11	専任教員養成教習会実施要領	専任教員養成講習会	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	看護課	令和6年2月27日
12	教務主任養成講習会実施要領	教務主任養成講習会	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	看護課	令和6年2月27日
13	保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱	実習指導者講習会	2	講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)について、デジタル化を妨げるものではない。	看護課	令和6年2月27日